□建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件
□建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する国土交通大臣が定める基準 に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める 件
□建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準 に従った構造計算により壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構 造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件
□建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準 に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築 物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件
□建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った 構造計算により特定畜舎等建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件
□建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国 土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造 部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件
□建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った 構造計算によりテント倉庫建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件
□建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国 土交通大臣が定める基準に従った構造計算により鉄筋コンクリート組積造の建築物 又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件
□建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づきエネルギーの釣合いに 基づく耐震計算等の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書 を定める件